

節約セツちゃん



一、雑損控除による方法
損害額が一年間の合計所得金額の十分の一を超えるときは、その

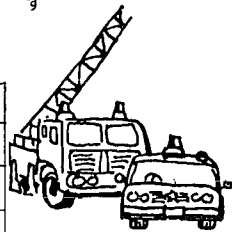
二、災害減免法による方法
住宅や家財について、その価額の二分の一以上が損害を受け、しかも、その年の合計所得金額が四百万円以下の場合には、次の表のように合計所得金額の大小に応じて、所得税額が全額免除されたり軽減されます。

災害減免法の計算	
合計所得金額	所得税額
200万円以下の場合	全額免除
200万円超～300万円以下	2分の1の軽減
300万円超～400万円以下	4分の1の軽減

被災、風水害、火災などの災害を受けたときは、所得税が軽減されたり免除されたりします。その方法には次の二つがあり、どちらか有利な方を選ぶことができます。

災害を受けたときは 税の減免手続を

超える金額を所得金額から控除することができ、損害額が大きすぎて控除しきれないときは、翌年以降三年間に繰り越し、各年の所得金額から控除することもできます。



勤労者への貸付制度紹介

- ◆利用できる人
 - 新潟県内の中小企業に働いている勤労者で、自分で住むための住宅を新築、改築、増築又は購入する人。
 - 借入れの理由が次のいずれか(老朽・立退要求・過密居住・世帯分離等)に該当する人。
 - 年収がおおむね80万円以上350万円までの人(ただし、年収が80万円以下の方は家族収入を加算できます。)
 - 現在この貸付制度による借入れを受けていない人。
 - 他に資金の調達が困難でこの資金の借入が必要と認められるもの。以上に該当する人が利用できます。

昭和53年度 新潟県中小企業者貸付制度

- ◆貸付額
 - 10万円単位で30万円から200万円まで。
- ◆貸付の条件
 - 利率 年6.5%
 - 償還方法 10年以内の元金均等月賦償還、ただし、希望者は貸付金額の1/3以内で10万単位の金額については、「ボーナス時増額返済」を認めます。
- その他 取扱金融機関の定めるところによります。
- ◆申込の受付期間
 - 昭和53年4月20日から昭和53年10月31日までです。
- 貸付資金の枠を超えた場合は期間内であっても申込みを打ち切りますから、早い時期に申込みください。
- ◆申込方法
 - 借入申込書3部を、取扱金融機関の窓口へ提出してください。(申込書は、取扱金融機関・県政課・労政事務所・支所にあります。)
 - 取扱金融機関で、必要に応じてその他の書類の提出を求めます。
- ◆取扱金融機関
 - 第四銀行・北越銀行・新潟相互銀行・大光相互銀行本・支店です。
- ◆資金の貸付
 - 借入申込書を受け取ったものについては、審査の上、貸付けを決定し、借入希望時期に応じて資金の全額を貸し出します。貸付の決定は、申込書を受け取った翌月の上旬までに取扱金融機関より連絡します。くわしいことは、新潟労政事務所までお問合わせください。

電話 新潟 81171 です。
81172

労働組合のない人への融資 労信協保証融資をどうぞ

職場に労働組合のある人は、労働金庫を利用して融資を受けることができますが、労働組合のない職場の方々は、従来、労働金庫の利用ができませんでした。このため、今年から県、市町村労働金庫、県総合生活協同組合が基金を持ち寄り、営利を目的としない財団法人として「新潟県労働者信用基金協会(労信協)」を設立しました。

職場に組織のない人 労信協は、職場に組織のない人達の信用度を補なうため、借入れについての保証をします。利用できる貸付制度、利率、保証料などは、別表の通りです。くわしいことは、最寄りの労働金庫にお問合せください。

- 労働金庫本店 電話 341-11
- 新潟市寄居町支店 電話 341-11
- 労働金庫巻支店 電話 241-16
- 巻町本町支店 電話 241-16
- 労働金庫三条支店 電話 436-21
- 三条市北中支店 電話 436-21

貸付名称	使途	期間	貸付金額	貸出金利(年)	保証料	保証人	担保
スピードローン(兼田)	住宅、生活費	2年以内	20万円以内(7万円以上)	10.00%	貸付金1万円につき年2.0%	0名以上1名以下、信用保証に代り保証人が必要	不要
住宅ローン	新築、増築、土地、家賃の購入	25年以内	2,000万円の範囲で、信用保証に代り、借付者の収入をみる	10年…2.35% 15年…2.60% 20年…2.85% 25年…3.10%	一年0.1%	1名以上1名以下、信用保証に代り保証人が必要	当該取得物件担保し、信用保証に代り保証人が必要
自治体との協賛融資	労働金庫の貸付制度の範囲で定める範囲で当該自治体と協賛して貸付	同左	同左	同左	一年0.1%	1名以上1名以下、信用保証に代り保証人が必要	当該取得物件担保し、信用保証に代り保証人が必要

六月の保健衛生事業日程

日	曜	事業名	対象者と会場
13	火	胃腸検診	一般住民 大別当・西雪場・上下曲通
14	水	〃	月瀧・団体職員
15	木	〃	西4ケ字
16	金	※会場はいづれも「月寿荘」です。	
20	火	血圧検診	一般住民 木滑公民会堂
21	水	乳幼児診察	3ヶ月、36ヶ月児で 前回半陽性者と初回児 52・9生、53・2生 於月寿荘
22	木	乳幼児診察	20日に行つた者、於月寿荘
28	水	乳児検診 及 BGG 接種	一般住民 曲通公民館

六月の公民館事業日程

日	曜	事業名	場所等
4	土	婦人教室	西公民館
12	日	料理指導者講習会	午後七時三十分 月瀧中学校
22	水	老人学級	月寿荘 午前十時
26	日	文化財視察	未定

- スポーツ少年団柔道教室 西公民館 午後七時
- スポーツ教室 月瀧小学校 午後七時三十分
- ママさんスポーツ教室 月瀧中学校 午後七時三十分
- 早朝サイクリング 毎週第二四日曜日

あきつ俳壇

燦々と街をあげての雪雫 孝治

灰色の雪空と別れを告げ、陽春の日射しが街一杯に降りそそぐ、雪深かった街の屋根々々が一勢に軽やかにリズムを奏でる。「燦々」と言う措辞もさること乍ら、「街をあげての」と言う大らかな把握の仕方、そこに限りなく強よい春の息吹きを感じる。単なる写生の域を抜いた、作者自身の躍動する春への期待感を直接的に訴える力がこの句にはある。これこそわれわれが指向する俳句である。

四月作品

(選評 羅春)

観音の眼と語る春日和 和子
閉めきりし障子の山家日脚伸ぶ 永久
戻り寒露店女の立話 甚左
春炬燵住時計が三つ打つ 小灯
寄り添えし夫婦地蔵や藪椿 流水
逃げやすき子豚の貌や日脚伸ぶ 以知路
青嵐のどつと吹き込み句誌めくる 里代子
鮫鱈の眼が吊されて将棋見る 豊泉
春泥に園児がこぼす花はじき 詩人
残雪を踏みて川辺に糸魚釣る 草人
一人居て句集ひもとく梅若忌 喜美
花びらを添えし弁当娘に持たす 靖子
ペランダの籠の小鳥に風光る 硯山
ブラウスを胸にあてて見し春鏡 敬子
エンジンの音に響く春入江 トシ子
春の宵ひとよがりの句を作り 富代
春分の日を引越しよりにあてにけり 哲嗣
枕木に寄り添うように菫の薫 羅春
春曉の渡舟へ犬が先づ乗れり 羅春